
安曇野市立堀金中学校

いじめ防止等のための基本方針

【目次】

1	いじめの定義	1
2	いじめの基本的な認識	1
3	いじめに対する基本姿勢	1
4	いじめ対策における3つの柱	1
5	いじめ対応の流れ	1
	（1）未然防止	2
	（2）早期発見	2
	（3）初動対応	3
	（4）その後の対応	3
6	いじめへの対応に関わる対応のポイント	4
	（1）指導・助言の基本姿勢	4
	（2）事実関係把握の観点	4
	（3）指導に当たっての留意事項	5
	（4）年間の計画	5
7	堀金中学校人権宣言	
8	いじめ事象発生時の緊急対応チャート	6
	※別紙各種チェック表及びアンケート	

いじめ防止等のための基本方針

1 いじめの定義

安曇野市での「いじめ」の定義

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校でのいじめの具体的な定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒が、一定の人間関係のある他者から心理的又は物理的な影響（インターネットを通じて行われるものを含む。）をうけ、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの基本的な認識

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われていることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たしながら一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめに対する基本姿勢

- (1) いじめを「しない」「させない」「許さない」気持ちの涵養と集団づくり
- (2) 全職員によるいじめの未然予防と早期発見の重要性の自覚をもつ
- (3) いじめ事象発生時は、最悪を想定し慎重かつ迅速に組織で対応をする

4 いじめ対策における3つの柱

- (1) 未然防止
家庭や地域と連携した心の醸成教育や良好な人間関係づくり、規範意識や自己有用感の醸成を心がけ、発生を防止する。
- (2) 早期発見・早期対応
相談体制の充実を図り、正確かつ広範囲な情報収集のための創意工夫に心がけ、早期の発見と迅速、的確な組織での対応を行う。
- (3) いじめ発生時の迅速かつ的確な対応
いじめが発生した場合、全校を挙げて組織的に対応し、外部機関とも連携しながら解決を図る。

5 いじめ対応の流れ

(1) 未然防止

①いじめを許さない心を醸成する日々の授業および年間計画に基づく支援・指導

- 教師は、わかる授業の展開と確かな学力を全生徒に保障する努力を惜しまず、日々の授業を大切にする。
- 生徒会が設定している「堀金中学校人権宣言」を尊重し、生徒会活動全般を通じて人権意識の高揚と良好な仲間作りが行われるよう生徒会に支援・助言していく。
- 毎年7月および11月の人権教育旬間で、人権に関わる学習や道徳の内容項目4(3)を中心にした心の醸成につながる教育、また情報モラルに関わる講演会を年間計画に位置付けて実施する。
- 生徒の学校生活の基盤となる学級づくりにおいて学級担任を中心に規範意識を醸成し、秩序ある環境づくりや心の開かれた人間関係づくりをしていく。
- 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で他者と関わる機会を増やし、相手意識をもって、一人ひとりの違いを認め合う仲間作りをしていく中で、自尊感情や他者理解を育んでいく。
- コミュニケーション能力の育成。名前を呼ばれたら「はい」と返事をする、相手に聞こえる声で自分から明るくあいさつをする、困っていたら声をかける、良いところを見つけてほめる等、良好な人間関係づくりをする。
- スクールカウンセラー、相談機関等について掲示、便り等を用いて生徒や各家庭へ周知する。また、いじめに対する学校の方針、発生時の対応等について生徒や家庭に伝え、理解を求める。

②教師自身の人権感覚を磨く職員研修

- 「いじめ対策委員会」を定期的実施する。
- 生徒の実態に即しいじめ防止の方策や取組、事例研究、教師の人権感覚高揚をねらいとした研修を、生徒指導主事を中心に各学期1回行う。
- 生徒との信頼関係作り、生徒が社会生活を送っていくための素地作りに向けて、各機関(医療、相談窓口など)との連携を密にとり、全職員で指導方針や支援の方向などの情報を共有していく。

(2) 早期発見

- 行動観察や日記、生活記録等から情報を読み取る。
- 生徒、保護者、教職員、保護者、相談窓口等からの情報収集をこまめに行う。
- 県教委通知(平成18年11月15日通知)によるチェックシートを活用する。
- 各学期に一度アンケート等による調査を行う。
- 一人で抱え込まない。気になる点があれば校長、教頭、学年主任、生徒指導係等へすぐ相談する。

(3) 初動対応

①聞き取り調査(事実確認)

- 担任、学年主任、生徒指導係により、生徒、教師、関係者等への聞き取り調査を行う。「同時」に「別室」で「二人以上同席」して行う。
- 情報のくいちがいを照合し、調書を作成する。校長へ報告し、職員間で情報を共有する。
※聞き取り調査においては情報管理、プライバシー保護に細心の注意を払う。
※アンケートや現地再現などをとりいれ、いじめの程度を把握する。
- 校長は市教委へ第一報を報告する。その後、随時経過を報告する。

②校内いじめ対策委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・特別支援コーディネーター・学年正副主任・該当クラスの学級担任・養護教諭・ＳＣなど）による組織的な対応

- 委員の意見を基に、校長が今後の対応方針と対策を決定する。
- いじめの種類や程度に応じて、専門家（ＳＳＷ・医師・福祉士・警察）に参加を要請し、拡大いじめ対策委員会を設定する。
 - 例）・学校長が、重大いじめ事案かどうかを判断する。
 - ・重大事案の場合は拡大いじめ対策委員会へ移行。
 - 被害者（保護者）に対して、学級担任・学年主任を中心に支援とケアをする。
 - 加害者（保護者）に対して、生徒指導係・学年副担任を中心に支援とケアをする。
 - 観衆・傍観者・ＰＴＡに対しては、教務主任を中心に全職員で対応する。
- ※ＳＣや専門家は、事実確認が途中であっても聞き取りや現地再現などに加わる。また、スーパーバイザーの立場として拡大いじめ対策委員会に加わる。
- 現状と対策を職員会議にて報告。共通認識のもと職員全員で対応する。

③被害者への対応 →被害者への謝罪の姿勢を示し、誠実・親身な対応と心理的なケアを行う。

- 被害者の安全を確保し、学校全体で守り抜くことを伝え、信頼を得られるよう努める。
- 被害者に対して否定的な表現は絶対にしない。心情の理解に努め、保護を行う。
- 家庭訪問等を行い、いじめの発生について謝罪する。また、現状を報告し、今後の対応を伝え、協力を求める。

④加害者への対応 →いじめは人権侵害であり、許されない行為であることを組織的で慎重な指導をする。

- 事実関係を細部まで確認し、自分の行為の非道さと重大さを気づかせる。その際、人格否定、非難、多人数の前での叱責など、人権侵害にあたる行為はしない。
- いじめの事実及び指導したこと、今後の対応について保護者に伝える。非難することはせず、生徒が自分の非に気づき成長できるよう支援していくことを伝え、協力を要請する。
- いじめの具体に寄せて、謝罪させる。動機や背景の把握を行い、改善指導につなげる。

⑤ネット掲示板等のいじめへの対応

- 書き込み内容を確認し、画面の印刷、撮影等により内容を保存する。管理者、プロバイダー等へ削除依頼をする。書き込んだ者が特定されている場合は、本人に削除させる。対応方法がわからない場合は県教委のネットパトロールに相談する。
- 削除されない場合は、法務局へ業者への指導を要請する。
- 個人情報流出の場合もあるため、状況に応じて、警察・関係機関へ相談する。

（４）その後の対応

①被害者への対応

- スクールカウンセラー等による心理的なケアを行い、人間関係の修復を行う。
- 解決したと安易に判断せず経過を全教職員で見守り、学級担任、教科担任による声かけをはじめ、被害者がいつでも相談できる体制を確保する。
- 経過報告や家庭での状況の確認等、保護者への連絡を密に行う。

②加害者への対応

- 加害者が反省し、自らの力で解決する方法を考え、行動できるよう支援する。
- いじめが犯罪行為と認められる場合は、警察・関係機関と連携し対応する。
- 保護者と定期的に連絡をとり、状況を報告したり、家庭での様子を聞いたりし、再発防止につなげる。

③観衆、傍観者への対応

- はやし立てたり傍観したりすることは、いじめと同様非道で許されない行為であることを認識させる。
- 傍観者には、いじめは他人事ではなく、自分の問題であることを理解させる。
※状況に応じて保護者への報告を行う

④PTA への協力要請 情報の公開

- いじめ対策委員会にて発生の事実、学校の対応、今後の方針をまとめ、校長が PTA 役員へ報告する。
- 校長の指示により通知や保護者連絡会等にて報告する。
- 事実関係と今後の対応のみ報告し、関係者の人権侵害、人格否定につながるものがないよう注意する。
- いじめについての理解と再発防止へ協力を要請する。
- マスコミ等外部への対応は校長の指示のもとに行う。

⑤再発防止

- 学級担任による経過報告書等により、職員全員が情報を共有する。
- 現状を把握し、未然防止の取り組みを強化し、いじめが再発しない学校・学級づくりを行う。
- いじめ問題に関する人権教育・道徳教育・情報教育を強化する。
- 学校全体で、いじめを「しない」「させない」「許さない」の基本姿勢のもと、自分たちの問題として取り組ませる。

6 いじめへの対応に関わる対応のポイント

(1) 指導・助言の基本姿勢

- ① 最悪を想定し、最悪結果の絶対防止
- ② 絶対に許されないことという認識
- ③ 人権侵害としてのとりくみ
- ④ 被害生徒の保護を最優先
- ⑤ 心理的事実の傾聴・共感
- ⑥ 加害生徒への心情面も加味した責任ある指導
- ⑦ 集団全体をとらえた指導
- ⑧ 学校全体で取り組む組織的体制

(2) 事実関係把握の観点

- ①被害の態様
- ②被害の状況
- ③集団の構造（被害・加害・観衆・傍観）
- ④いじめの動機、背景
- ⑤被害生徒の状況（心情面）
- ⑥加害生徒の状況（心情面）
- ⑦保護者、他教師の把握状況
- ⑧他の問題との関連

(3) 指導に当たっての留意事項

- ①しなければならないこと
 - 被害者の保護
 - 被害者の心情の理解
 - 家庭への連絡、謝罪、連携、協働体制
- ②してはならないこと
 - 事実関係があきらかにならないうちの個別指導
 - 単純な説諭による指導
 - 加害者が十分理解する以前の加害者と被害者を同席させてのグループ面談

(4) 年間の計画

	生徒関係	職員関係	備考
4月	学級目標決め 生徒会入会・人権宣言確認	職員会議での生徒理解 生徒指導に関わる人権研修①	
5月			PTA 総会で方針伝達
6月	生徒会全校レクレーション		
7月	人権教育旬間・生活アンケート	アンケート検討・事例研究	
8月			
9月	情報モラル講演会		
10月	生活アンケート（常念祭後）		
11月	人権教育旬間	人権教育研修	
12月			
1月			
2月	生活アンケート	アンケートをもとに次年度にむけて検討	
3月			

7 堀金中学校人権宣言（平成25年度 堀金中学校生徒会制定）

第一条 「いじめや差別を許さない」

一人一人が差別をしっかりと考え、「しない」「させない」「見ぬふりをしないを徹底します。

第二条 「互いに協力し合い助け合う学校にする」

困っている人には声をかけ、手をさしのべ合える学校にします。

第三条 「毎日、笑顔で過ごせる学校にする」

男女関係なく全員が仲良くし、気持ちの良い挨拶を交わし合える環境を作ります。

8 いじめ事象発生時の緊急対応チャート



